

安全書類の縦覧において、 電子保管した書類でも問題ないとされ る公的根拠のご案内

Greenfile.workによる安全書類の電子保存において、縦覧を電子書類で行うことについて公的に問題はございません。

弊社でも各関係省庁へと確認をさせていただいております、公的根拠を下記にまとめておりますので是非ご確認をお願い申し上げます。

■国家の基本方針(内閣府による主務省令)で民間事業者等が行う書面の縦覧の際、電磁的記録でも問題ないという見解が出ています。(下記抜粋文章をご参照ください)

また、表示の際は電子機器の画面表示での縦覧でも良いとされています。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/16-149gou/honbun.html>

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（電磁的記録による縦覧等）より抜粋

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則より抜粋

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第九条 民間事業者等が、[法第五条第一項](#)の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

■参考資料

民間保存系

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(内閣府)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=416AC0000000149_20160101_427AC0000000065#25

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=416AC0000000149_20160101_427AC0000000065#25

「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」の概要(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/03/tp0328-1a.html>

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417M60000800026

公共工事系

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(内閣府)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416M60001ffa001

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000100040

国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000800025